

第3回統計基準部会 議事録

- 1 日 時 平成 21 年 5 月 14 日 (木) 14:00 ~ 16:15
- 2 場 所 総務省第二庁舎 6 階 特別会議室
- 3 出席者 (部 会 長) 大守 隆
(委 員) 舟岡 史雄、野村 浩二
(専 門 委 員) 岡本 英雄、西澤 弘、原 ひろみ
(審 議 協 力 者) 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県
(事 務 局) 内閣府：乾統計委員会担当室長
総務省：會田統計審査官：岩橋専門官：鈴木専門官：小高専門職、
須藤アドバイザー (統計センター)
- 4 議 題
 - (1) 大分類 C - 事務従事者について
 - (2) 大分類 D - 販売従事者について
 - (3) 大分類 E - サービス職業従事者について
 - (4) 日本標準職業分類の一般原則について
 - (5) その他

5 議 事

大守部会長 時間になりましたので、第3回統計基準部会を始めさせていただきたいと思います。前回及び前々回に、原則および製造あるいは生産について議論をしたわけですが、まだ重要な点で積み残しているところもあると思います。それはまた引き続き審議をしていくことにして、今日は、まずとりあえず先へ進ませていただきたいと思います。

今日の議題は、大分類C、D、Eでございます。その後にもう少し一般的な、前回、前々回からの積み残しについて、事務局にも大分御検討いただいたようでございますので、その点も踏まえながら議論する時間をとりたいと思います。

それでは、最初の大分類Cから、事務局に御説明をお願いいたします。

事務局 では、まず配布資料の御説明をいたします。

本日の配布資料ですが、資料1といたしまして「大分類「C - 事務従事者」、大分類「D - 販売従事者」及び「E - サービス職業従事者」の主な改定点について」でございます。

資料2といたしまして「日本標準職業分類案（C - 事務従事者、D - 販売従事者及びE - サービス職業従事者）」の本体でございます。

資料3といたしまして「日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（C - 事務従事者、D - 販売従事者及びE - サービス職業従事者）」でございます。

資料4といたしまして「新旧分類項目対応表（C - 事務従事者、D - 販売従事者及びE - サービス職業従事者）（新分類（案）ベース及び現行分類ベース）」でございます。

参考1といたしまして「第2回統計基準部会結果概要」をお付けしてございます。これはご覧いただきまして、修正が必要な場合には、5月18日月曜日までに事務局へお寄せいただきたいと思います。

続きまして、席上配布資料でございます。全部で6点でございます。

と が、議題（1）～（3）に関わるものでございます。

～ が、議題（4）一般原則に関わるものでございます。

このほか、西澤専門委員御提出の資料をお付けしてございます。

資料は、以上です。

大守部会長 すみません、資料の確認がありましたね。

それでは、最初の議題（1）大分類C - 事務従事者についての御説明をお願いします。

會田統計審査官 それでは、大分類Cの事務従事者について説明させていただきます。

御参照いただく資料は、本体の資料1、大分類3つのものの設定の考え方及び主な改定点というものがございます。その後ろに資料2ということで、新しい小分類までのものが載ってございます。

説明に使います資料としまして、お手元の青いファイル「統計基準部会 基本資料」の資料6、7/29ページの辺りから併せてご覧いただければと思います。

まず、資料1の「1 大分類C - 事務従事者」に沿って説明させていただきます。

最初のところで【大分類の考え方】を書いてございます。

もう一つ、大分類の定義に関しましては、席上配布資料 「各大分類の定義」ということで、こ

れは今回改定を予定しております新分類(案)で「A - 管理的職業従事者」から「K - 労務作業員」まで、大分類の定義を書いておりますので、この辺も御参照いただければと思います。

資料1に戻りまして、【大分類の考え方】でございます。

ここでいう事務とは、企業等経済活動を行う組織において、自己の本来の目的である財貨・サービスの生産が円滑に遂行できるよう、直接的な生産ではなく、人事、経理、企画、受付、記録、集金等、ある意味でバックオフィスの業務を行う仕事の種類をこの分類に含めるというのが基本的な考え方でございます。

生産現場であっても、直接生産活動に従事せず、専ら記録などの仕事に従事するものは本分類に入り、Hとかには入らないということです。

高度な経営判断を行う職業(CEO等)やいわゆる中間管理職(部長、課長等)は「A - 管理的職業従事者」に分類します。

【主な改定点】でございます。こちらは基本資料6も併せてご覧いただければと思います。

まず、旧で言いますと中分類の「25 一般事務従事者」の下に「251 総務事務員」というものがございまして。従来このところには、庶務、人事、厚生、労務といった仕事が分類されておりましたが、庶務系と人事系のお仕事はやはり違うし、そのための知識も違うのではないかとということと、職業の募集などにしても、やはり人事というとなんか違うのではないかとということで、新しい方では「251 庶務事務員」と「252 人事事務員」という形で2つに分割させていただいております。

併せまして、総務とか一般事務というのは、1人の人が多くの仕事を行うこともあるのではないかとということで、ある意味でバスケット区分に近いのかもしれませんが、全般的なことを行うということで、新分類ですと「257 一般事務員」を設けてございます。

「一般事務員」を小分類レベルの名称として使った関係で、中分類の方を従来は「一般事務従事者」と言っていたものを今度は「総務事務従事者」と名前を変えてございます。

資料1には書いてございませんが、実際に変更したところで幾つか主なところを説明させていただきます。

中分類の「26 会計事務従事者」のところ、従来ですと現金出納とか預・貯金窓口、その他ということで、一般にいう経理事務員というものがありませんでしたので、今回、小分類で「263 経理事務員」を創設させていただいております。

少し戻りますが「25 総務事務従事者」のところ「256 電話応接事務員」ということで、よく民間などのコールセンターのオペレーターみたいな職種を新設してございます。このところは、元には中分類の「289 その他の営業・販売事務従事者」と、大分類Hに「電話交換手」というものがありまして、その2つを持ってきて、大分類Cの「256 電話応接事務員」という形で、コールセンターのオペレーター等を念頭に置いた小分類を創設してございます。

8/29 ページですが、「31 事務用機器操作員」の「311 速記者、タイピスト、ワードプロセッサ操作員」というのがあったんですが、この中で速記者は資格とかもあるということで、こちらは「大分類B - 専門的・技術的職業従事者」の「249 他に分類されない専門的職業従事者」に移させていただきます。

この辺のところが必要な小分類の創設とか、そういったところに関係するところでございます。
御議論いただく際の視点としましては、新しく総務事務員を庶務とか人事に分けたとか、経理とかを創設したということがございますが、このような分類で新しい統計をつくるということになっていくわけですけれども、その辺でそれが十分なのかどうなのか。ほかのところでも新しい小分類とかを起す余地はないかとか、そういったところも御議論いただければありがたいと思います。

今までの議論の中で幾つかあったと聞いておりますが、例えば中分類 25 の中に「252 企画事務員」というものがあるんですが、企画の仕事の内容というのは、程度が高いものと低いものとかがあるので、そういったものが少し区別できないか。ただ、そうはいても、ある意味でスキルレベルみたいになるのかもしれませんが、なかなかそういうところを区分するのは難しいのではないかとということで、現状では分けておりませんが、そういった御議論も一応出ていたということがございます。

併せまして、席上配布資料「議論の活性化のための Q & A」を今回出させていただきますので、そちらも説明させていただこうと思います。

部会長からの御示唆とかもいろいろいただいて、作成させていただきました。

Q1 としまして、分類の名称で、職業分類は仕事の内容とかに着目して分類するけれども、どうして「事務」「販売」「サービス」と言わず「従事者」というのが後ろに付いているのだろうかということが、ぱっとご覧になると御疑問に思うところがあるかと思います。

そこは昔からそうなっているわけで、ここのところは推測でしかないんですけども、職業分類体系を全体で考えてみますときに、下位分類になればなるほど一般的に認められている職業ということで、かなり人を表す名詞、例えば看護師であるとか旋盤工といったものが使われることが多くなってくる傾向が出てくる。この場合、1つの職業の分類の体系の中の名称として、仕事と人を表すような名詞が混在するような形になるのではないかと。人を表すような名詞を仕事の内容にするのはなかなか難しいことがあって、もしそこが混在するのを解消するというのであれば、仕事の方にも何らかの人間を表す語尾などを付けると整合性があるのではないかと考えられるのではないかとおっしゃいました。

なお、国際標準職業分類 (ISCO - 08) でも、すべて職業の後に「ワーカー」といった言葉が付けられております。オーストラリアとニュージーランドの ANZSCO 2006 においても、やはり同じようにすべて職業の名詞の後に人を表す名詞を補って作成されております。ただ、英国、アメリカ、カナダでは必ずしもそうではなくて、職業の名称と人を表すような職業の名称が混在した形になっているということがございます。

Q2 としまして、今回は C、D、E を御議論いただくわけでございますが、その大分類の隣接という形で、どう区分けしてあったらいいのかということがひとつあると思います。

ということで、この3つの場合ですと、C：事務従事者と A：管理的職業従事者、C：事務従事者と D：販売従事者、C：事務従事者と今回は入っておりませんが B：専門的・技術的職業従事者、C：事務従事者と K：労務作業者がございますが、この辺でちょっとわかりにくいところが出てくるのではないかとございます。

以下の黒ボツのところ、それぞれについて書いてございます。

CとAでは、A：管理的職業従事者の方が「専ら経営体全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するもの」ということがあって、それ以外の仕事にも直接従事しているということであれば、それはその他の大分類に分類するというので、C：事務従事者のようなものも併せてやっているような方であれば、それはCの方に分類するという形になります。

CとDでは、D：販売従事者は有体物の売買であるとか、売買の中継ぎ、取次ぎといった販売類似の職業、今回新たにつくりました営業といった仕事に従事している場合はDに分類し、そうでないいわゆるバックオフィスの仕事を行う場合はCの方に入るという形になります。

CとBでは、どの程度専門的であるかによってどちらかに入ることになりますが、Bの方では「通例、大学・研究機関での科学的訓練・・・又はこれと同程度以上の実務的経験」ということで、そのような専門的な内容の仕事であればBの方に分類するという基本的な考えになります。

CとKでは、K：労務作業の方では、主に物を運ぶ運搬関係、掃除関係、どこにも分類されない例えば梱包作業とか袋詰めというところにある程度限定された形になっておりますので、お仕事の内容が補助的だからKという形では判断しないという考えになります。ですから、補助的なお仕事であっても、内容が事務的なお仕事であればCの方に分類されるという形の判断になります。

Q3としまして、管理的かどうかというのは職位で判断するか。職位が定まっていない零細企業などではどうか。課相当というのはどういうことになるのだろうかということがございます。

管理的職業かどうかということは、一般的に職業分類、従業上の地位とは関連しないという前提がございますので、職位では直ちに判断せず、専ら経営体全般とかある程度まとまった内部組織の経営管理に従事しているということであればAにする。例えば零細企業等で経営管理をしているけれども、実際に自分も自分の会社の仕事をしているとかということになりますと、それは自分が統率している部下などが行うような仕事の方の大分類に分類されるという形になります。

課長相当とか課相当ということで、なかなか非常に難しいわけございまして、企業によってもいろいろ職階は違うんですが、一般に課ということになると、管理する組織の最小単位ということで考えられますので、本社などであれば課を想定して、支社とかに行きますと支社長とか営業所長といったところが同じようなレベルになるだろうと判断する形になります。

ここでは代理は含まない形になります。例えば調査役とかが出てくるんですが、日銀さんで調査役はいなかったりするので何とも言えないんですけども、どちらかというと単独の形で専門的な分野を研究するようなニュアンスがどうしてもあるかと思っておりますので、この場合は課長相当には入れない形になります。

特にCとAというのは、両方ともデスクワークに関連しますのでわかりにくいことがあって、C：事務従事者の大分類説明の中には、Aとの関連について言及している部分があるということがございます。

Q4としまして、特にBの専門的・技術的職業従事者の「専門的」という言葉がありますが、どの程度なのか。例えば情報システムを担当する部門のエンジニア的な人はどうなるかということがございます。

Bのところは「高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する、又は専門的性質の仕事に従事する者」ということで、技術的な方のレベルであれば、高度の専門的で科学的知識を応用したということ、そのほかには芸術とか宗教といった専門的性質の仕事というものが出てきますので、そういう形で定義されることになります。例えば情報システムのエンジニアというと、その程度にもよるかと思いますが、エンジニアということ、プログラムの設計だとか、システム開発とかプログラム作成というのは当然行うと考えられますので、これはB：専門的・技術的職業従事者に含まれます。

参考までに、大分類Cの中で電子計算機操作員という小分類がございまして、これは専門的・技術的職業従事者には含めておりません。電子計算機の操作の場合は、特にプログラム等の勉強を受けることなく、機械のオペレーションということ、数日ぐらいの研修等を受けて操作することができるのではないかということから、Cの方に入れてある形になります。

3ページ、Q5としまして、Cの事務作業者とKの労務作業者の区分はどうなるか。例えばお茶くみをする人、駐車場の整理員、ごみ出しなどをする人はどうなるのかということがございます。

C：事務従事者とK：労務作業者では、Kの方は特に運搬とか物を運んだりする労務、掃除に関する労務、どこにも分類されない（包装作業など）と限定しておりますので、補助的作業だからKになるという形ではありません。実際にその方が補助的なお仕事であっても、どんなお仕事をしているかによって、場合によってはCに入ることもあるということでございます。

会社などでよくお茶くみをするところがあると思いますが、通常考えると、ある人がお茶くみをするのは普通の一般的な仕事の中の一部で、例えば3時になればお茶くみをするとか、そういった形になることが多いかと思えます。ということは、他に一緒に行っている仕事というか、taskといったものでもって判断するのが自然ではないかと考えられます。万一、1日中お茶くみだけ専門にやっているということがあれば、それはウエイトレスの仕事と類似になってきますので、接客という形でサービス職業従事者に入ると判断されると思えます。

駐車場整理をしている方などを考えますと、駐車場管理の一部として行っていると考えられるので、新分類サービスの小分類で「414 駐車場管理人」というがございまして、この中の内容例示で駐車場誘導員とかのところに分類されることになるかと思えます。

ごみ出しということもありますけれども、やはりお茶くみと同じで、1日中ごみ出しをやっているかということ、普通はそうではなくて、仕事の中で一部行っているということであれば、他に行く主要な仕事のところで判断する形になるかと思えます。もしごみだけをずっとやっているということであれば、掃除とかに該当しますので、K：労務作業者という形に分類されるかと思えます。

Q6としまして、特にC、D、Eの境界はいろいろございまして、宣伝・広告・広報を行っている人とか、スーパーの後ろで半製品を調理してパックに詰めて売り場に並べている人とかはどうなるかということでございます。

宣伝・広告・広報や会社の中で広報部に在籍してそういったお仕事をしている場合ですと、例えば仕事の種類で分類するという観点もあって、そういった人たちが広告というサービスを直接販売しているわけではなくて、外に対して広報という仕事を依頼するという事務をしていると考えられ

ますので、販売とかではないということで、C：事務従事者に分類される形になります。

ただ、宣伝・広告・広報を自分でやって、それで金銭を得ているような場合であれば、それはサービスの役務提供という形になるかと思いますので、E：サービス職業従事者という形になるかと思います。

ちなみに、広告代理人ですと、サービスの仲介人になるということで、販売類似職業という形になりまして、D：販売従事者に分類される形になると思います。

スーパーの扉の後ろの中で半製品を調理して、パックにくるんで運んでくる人がいたりすることがありますけれども、普通ですとどこのパーツに時間がかかるかと考えると、調理のところに時間がかかるのではないかということで、サービス職業従事者の調理人と判断することが多いかと思えます。ただ、時間的にはほとんど同じようになっているということであれば、調理をしているサービスの部分と運搬とかパック詰めが該当するK：労務作業者になるかと思いますので、その場合は大分類の優先順位からいって、E：サービス職業従事者に入ります。

今、説明しましたQ & Aのところは、後のDとEとも関連しますが、最初に御説明させていただきました。

大守部会長 どうもありがとうございました。かなり立ち入った御説明をいただき、ありがとうございました。

それでは、皆様から御意見、御質問がありましたら、どうぞどんな点でも出してください。

では、皆様が考えている間に、一委員として私から、今、いろいろ丁寧に御説明いただいたわけですが、幾つか気になるところがありました。

1つは、中分類の優先順位みたいな話で、これは前から申し上げていることですが、特に今回は一般事務員という分類をつくられたということですね。そうすると、例えば会計もやっているけれども、営業・販売関係の事務もやっているという人は、一般事務員と格付けするのかどうか。2つ以上のものをやっていたら一般事務員になるのかということ、そうすると中分類同士の優先順位をどう考えたらいいかということも関係してきます。特に事務の場合には、今、申し上げたようなものは一例ですけれども、オーバーラップは多いと思しますので、何らかのルールを明示的におく必要があるのではないかというのが1点目です。

2点目は、今、Q & Aで御説明いただいた中の會田さんの言葉遣いで、例えばあるところではお茶くみだけを1日中やっているわけではないでしょうという表現があったわけですが、一方、後ろの方にいくと、時間的にどちらが多いかという基準が使われていたわけですが、これはやはり統一する必要があるだろうと思えます。ですから、これはまた後で議論をすることになっていますが、主な仕事がお茶くみであれば、その人はお茶くみの方に格付けするという整理になるのではないかと思います。物によってそればかりやっているかどうかを基準にするのか、そうではないのかということが、混在しては絶対いけないとは申しませんが、混在している場合には、そこは相当注意深く整理する必要があるのではないかと思います。

とりあえず、以上です。

會田統計審査官 とりあえず今のお答えですが、部会長から、私どもの表現にあいまいさが非常

に残っていたという御指摘がありましたので、後で一般原則のところ併せて説明しようと思いますが、お茶くみの方に関しては、部長が御指摘されましたように、1人の人が行っている仕事の中のコンポーネントの中でどの時間が長いか。例えば1日中お茶くみをやっていなくても、お茶くみをやっている時間が総体的に長ければ、それはそこで判断するという形になりますので、私が言った1日やっているという表現は確かにおかしい形になると思います。

中分類の方につきましては、一般原則のときに併せて説明させていただきたいと思います。

大守部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。原専門委員、どうぞ。

原専門委員 私も一般事務員のところがよくわからなかったので、関連して質問させていただきたいと思います。

「一般事務員」という項目を新設された理由として、中小規模事業所で庶務とか人事とか、必ずしも明確に分けることができない人たちがいるだろうということで新設されたという御説明があったかと思うのですが、そうすると一般事務員というのは、排他的な項目ではなくて、そのほかのものも含むことになるかと思うんです。

前回とも関連するんですが、前回生産工程についての議論があって審議されたわけですけれども、その部分でも中小の人たちを意識した新しい職種がつけられてきたかと思います。そうしたときに、前回の御説明では、今回の職業分類というのは産業分類との独立のかなり目指すという御説明があったと思うんですが、中小の人が答えやすいこうした質問、あと大企業となると、今度は産業分類からの独立というところは達成できても、企業規模によってかなり依存するようなどころが出てきてしまうのではないかというおそれを感じたのですが、いかがでしょうか。

會田統計審査官 経緯として、もともと総務事務員というものがあって、そこが全般的なことをやるとしておったところなんです、特にその中で庶務と人事というのは専門的な仕事の内容になるのではないかということで、小分類として独立させた関係です。

そうは言っても、原先生がおっしゃったように、確かに全部混合してやる人がいて、それは中小に多いと考えられますけれども、そのところも分類できないときに、やはり受け皿がなくて困るのではないかということで、完全に排他的にできているかということ、そこは多少無理があるところかと思います。

大守部長 舟岡委員、どうぞ。

舟岡委員 先ほどの部長の御指摘とも共通する点ですが、庶務事務とか人事事務あるいは企画事務というものが事務業務として確立しているときには、それぞれのどの事務に携わるかで格付けすることは当然ですが、人によっては庶務事務もやりながら人事事務もやる、あるいは企画事務もやる場合があり、この場合には時間の配分が最も大きな事務職に分類されることになると思います。

では、2分の1の等分だった場合には、何らかの優先順位を付ける必要がありますが、それは一般事務員ではない。一般事務員というのは、庶務事務とか人事事務とか企画事務とかが職務上で截然と区分されていないで、よろず屋さんの事務を全部やるような仕事場で働いている人が担当します。

今、産業分類の話が出てきましたが、それを例にしますと、その昔、ラジオとカセットテープレコーダーだけのときから、ラジカセというタイプの商品が出現したときに、既存の商品の分類では扱いかねて、ラジオの機能が中心的であるものと、カセットテープレコーダーの機能が中心的であるもの、あるいはいずれのコストが多いかによって分類することとしていた時期がありました。それは適当ではないとされて、複合的な機能を持つ1つの新しい商品として、ラジカセという商品を分類として起こした。ちょうど一般事務というのは、その類に当たるのかなと思います。最初からいろんな事務職務を併せて行うことを任されている人だろうと思いますが、いかがでしょうか。

大守部会長 西澤専門委員、どうぞ。

西澤専門委員 一般事務の仕事内容というのは、今、舟岡委員が御指摘のとおり、現在の改定案の中分類項目に該当する仕事を含んでおりまして、例えばパソコン入力をやるけれども、時間があつたならば経理の伝票整理も手伝う。お客が来れば、その受付をやってお茶出しをするというような、小さな事務所の中で事務担当者の数が非常に少ないときに、こなさなければならない事務の仕事があるわけですから、それを一手に引き受けてやっている人ですけれども、その人は実態としているんだけれども、それをどこに位置づけたいのかということですが、いかんせん、現行の大分類Cの中には、中分類レベルで雑多項目はないわけですから、中分類レベルに雑多項目がない以上、どこかの中分類の中に一般事務員を設定せざるを得ないということで、一般事務の仕事の中で比較的多い文書の管理であるとか、受付であるとか、お茶くみであるという庶務的な仕事のところに位置づけてもいいだろうということで、多分この総務事務員の中に一般事務を置いたのかとは思いますが。

厳密に言うと、ここに置いてはいけないんですけれども、ではどこに置いたらいいのかということ置く場所がないということです。

大守部会長 これはどうでしょう。皆様のお話を聞いていますと、やはり何らかの整理をして、格付けというのは、基本的に相互排他的につくらなくてはいけないということなので、どういう人はどこに分類をして、どういう優先順位で分類するかということを中心に整理する必要があると思いますが、私自身が個人的に気にかかっているのは、そういう観点から、一般事務員を総務の中に入れておくのが本当にいいのかどうかということです。

ほかに特定の中分類に格付けられないものという形で中分類を起こしてもいいように思うのですが、その点も含めていかがでしょうか。

舟岡委員 中分類に置くということは、総務事務従事者と並ぶような形で、その他事務従事者的な職種を置くということですか。

大守部会長 そうということですね。並ぶというか、多分最後に置く。

舟岡委員 例えば総務もやるし、会計もやるしということですか。

大守部会長 そうですね。

舟岡委員 それは、ここにもう一つ分類を置くかどうかという問題ですね。

大守部会長 その場合には、先ほど舟岡委員が言われた、かなり大規模な組織で、例えば会計事務と販売事務が分化しているけれども、両方やっているような人をそちらで見る可能性もあるだろ

うということで、そのところはルールをはっきりさせないといけないと思います。

舟岡委員 中分類でどんなものでもこなしてしまうよろず事務従事者を置くことについては、検討の余地があるかもしれませんが、それとは別に、ここで言う総務事務という、かなり限られた業務内容の中で、1つの職務としてすべてこなしている人もたくさんいるわけです。

実際、職制でいろんな所掌が決まっているときに、特に中堅以下の企業ですと、総務的な部署を置いて、そこを1人が複数かはわかりませんが、何人かでこなしているケースがあって、そうした仕事の内容まで含めて、総務以外のいろんな仕事も合わせてこなす職種に入れますと、総務事務従事者を全体としてとらえることができないことになりますので、それはまずいだらうと思います。

大守部会長 おっしゃることはわかりますが、ただ、この一般事務員を総務事務の中に入れておくということは、総務事務の範囲の中で一般的に事務をしている人と限定されますね。

舟岡委員 名称の変更はあり得ると思います。

原専門委員 関連して質問させていただきたいんですが、一般事務員を中分類 25 の中に置いているわけですが、資料3の2ページ目の一般事務員の説明を読むと「各種の事務(中分類 26~31 に係るものを含む。)」となっていて、わかりづらいなと思ったんですが、いかがでしょうか。

舟岡委員 そうですね。ここに入れるのは、それまで含まれると適当でないですね。

これは、先ほど西澤専門委員が指摘されたような扱いになっていますね。

事務局 若干補足させていただきますと、総務のところに入れていますが、そもそも総務という名称の問題もあるんですけども、ここでは、雑多なものという意味を持たせています。確かに総務の中にバスケット項目のようなものがあるのはちょっと変ではないかという御意見なのかもしれませんが、ではどこに置くかと考えたときに、適切な場所がなかったことから、二次的な案でここに置いているということです。

排他的ではないかという御意見がございました。確かにそういう面があるんですが、ただ考えてみますと、1つの仕事はいろいろな task といいますか、そういうもので構成されている。そのときに人事もやれば、会計もやればというふうに、それは task あって、job が分かれているわけではないというときに、いろいろな task が満遍なくちょっとずつ入っているようなものは、それはそれで1つのまとまった job ではないかと考えられるのではないのでしょうか。

そうすると、専ら例えば人事だけやっているという job と、あれもやり、これもやりとやっている job というのは、また別であって、job が重なっているのではなくて、task の構成ウエイトみたいなものが違うのだから、やはりそこは分けられるのかなという気がします。

舟岡委員 多分、この考え方の中には、事務を行っている事業所なり企業では、庶務の事務は通常、必ずある。何か他にやっているとしても、一方において庶務を行っているから、必ずよろず屋さんのものは庶務を行っているとして位置づける発送があると思います。

確かに、総務的なことを全く行わずに、26以下だけ合わせて何でも行っているのがここに含まれるとまずいことは確かですね。

ただし、小さな企業で総務事務のなかで、庶務、人事、企画、受付、電話応接とかをすべてよろず1つの部署で行っていて、それは1人が複数かはわかりませんが、こなしている人がいるとい

う場合に、その受け皿が必要であることは確かでしょうね。

大守部会長 どうぞ。

會田統計審査官 いろいろ問題点もクリアーになってきたと思いますので、事務局に引き取らせていただいて、次のときにまた解釈等を含めて。

野村委員 1点、原則との対応なんです、スキルで物を見たときには、スキルのレベルという評価の内に task の複雑性とか task の包括性というようなコンセプトがあると思います。また、そういう複数の task をミックスした1つのパッケージとして、新たな job というか、あるいはワーク・パフォーマンスを定義すると思います。そうしたとき、職業分類の順序をどうするのか、どこに入れるかということがあります。中分類レベルなどで、その中において上に来るのか、下に来るのか。そこも合わせて考えておくべきかと思います。スキルのレベルという視点から見れば、普通に考えれば上に来るものなのかもしれませんが、今のよろず屋みたいなイメージからすれば、下に来るような感じもしますけれども、その原則的な考え方と対応していますので、明確にすべきと思います。

もう一点は、そういう形で task のミックスしたものを job として定義するのであれば、どちらに属するかというのは、労働時間の長さとかでは決まらずに、それは第一義的には決まるでしょうが、例えば 30%以上ある1つの task に入るのであれば、一般事務員ではなくて人事事務員に入れなさいと。すべてが例えば 30%に満たないのであれば、一般事務に入れましょうみたいな形で、本来はもう一段階ものが出てくる。ミックスを定義したことになっていて、そういうものも出てくるのかと思います。原則との対応でも、見直すべきところもあるのかなと思います。

會田統計審査官 今の野村先生の意見も含めまして、整理させていただきます。確かに原則の方との関連もあるので、原則の方はそのパートの中で一番長いものを出せという原則があります。それは一番一般的に使えるかなり大きな原則だと思いますので、それを変えるということは。

舟岡委員 それは分類の原則ではなくて、格付けの基準ですね。

會田統計審査官 ですから、それを変えるということはないと思いますが、ほかにどういう場合に別の原則にするか、それとも全くそういうところは個別ケースに落すかとか、いろいろ考え方はあると思います。

大守部会長 では、この点はとりあえずそういうことにして、そのほかの点でいかがでしょうか。私から1つ。今日の冒頭に御説明があった課長云々の話で、課長とは何かということを議論しているとキリがないので、その点は置いておくことにして、まだ矛盾が残っていると思うんです。

例えば今日の席上配布資料のQ2のちょうど真ん中ぐらいに、経営管理以外の仕事にも直接従事する者は、他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。つまり、課長だけれども、実際の事務の仕事もやっているような人は、管理職ではなく事務と格付けすると読めるわけです。

ところが、資料1の方では割とすっきりと、いわゆる中間管理職は管理的職業従事者に分類すると書いてしまっているわけで、これだと普通の人を読めば、課長は問題なく無条件でAに入ってしまうということになります。

もう一つ、分類の一般原則の方で、私の記憶だと、時間の基準に寄り難いという人は、以下の順番の優先順位で割り振れというのがあって、それで管理職の方が先にきているわけですね。そうす

ると、両方やっている人は管理職だよとなって、その3つが相互に矛盾しているように思えるんです。

會田統計審査官 資料1は引用しているところもあるので、席上配布資料 をご覧ください。

これは分類の方に書いてあるとおりですが、事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行関係のところ、専ら経営体の全般または課以上の内部組織の経営・管理に従事する者をいう。ただし、経営または管理に従事する者であっても次の仕事に従事する者はそれぞれ該当する項目に分類される。

ということは、専らでない者は合わせてやっている方にやるという形にはなると思います。

大守部会長 わかりました。そうすると、Aというのはかなり狭く定義しているということでしょうか。

會田統計審査官 という印象だと思います。

大守部会長 そうすると、例えば今日後で議論する販売従事者、サービス関係でも、課長さんとか部長さんという肩書きを持ちながら現業の仕事もしている方はいると思うのですが、これは管理職の方には区分されないということでもよろしいですか。ただ、そういう人たちのある意味で販売なり、サービスの内部組織の経営管理に従事しているという辺りはどう考えているのでしょうか。

會田統計審査官 組織の内部管理とか経営方針とかに従事しているのであればAに入って、普通中小が想定されるんでしょうけれども、その方がそういうことをやりながら実際に販売とかまでやっている、直接事務の従事まで行っているのであれば、それは販売の方に分類するという形になります。AとCというだけの大別ではなくて、ほかのものと競合している場合には、例えばAにするか、Eにするか、Dにするかというところの選択が出てくると思うんですが、その場合はどちらかというAの方が狭めに解釈されるということだと思います。

大守部会長 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。野村委員、どうぞ。

野村委員 席上配布資料 のQ1です。これは面白いクエスチョンだなと思って、私も気づいていなかったのですが、今、お話を聞いてなるほどと思いました。

「事務」「販売」「サービス」ではなくて、事務従事者という形で人として扱うのかということの中でのアンサーの最後のポツですが、ISCOとニュージーランド、オーストラリアの分類では、人を表現する構成になっているというのでちょっと調べてみたら、日本語としては「職」となっている、原文を見たら確かに「人」という形になっております。ほかのものは仕事の内容であるということで、我々にとってどちらを選ぶのかといたら、それは私のセンスで言えば明らかにjobである、仕事であると思います。

例えば先ほども事例として挙げたかもしれませんが、看護師さんの仕事ということを看護師と書くことはそのほうが自然であるかもしれないという意味で、小分類ではあるかもしれませんが、分類の原則として仕事なのか、人なのかといたら、仕事で書くべきです。今は、従事者という形でISCOライクにやりましょうということになってしまっている決断をしているように思われますが、冷静に考えれば、仕事としてとらえる方が望ましいのではないのでしょうか。

舟岡委員 これは前も話しましたが、職業分類とは、よく似た仕事を一まとめにして区分したものです。ただし、適用する対象は人です。人が必ずその裏側にあるので、だから報酬を伴う仕事です。

例えばこの事務員の職種として、電話応接の仕事があるとします。この電話応接を機械ですべて賄ったときに、そのこなす内容は職業とするのか。人がそのような電話応接をする限りにおいては、職業として成り立っているわけですね。人がいなくて、すべて機械でといたら、もう職業分類の対象としての職業にはならないんです。

以前、野村さんが産業分類を対照して説明しましたが、産業分類とは、経済活動の類似のものを一まとめにした区分です。ただし、適用するのは事業所です。事業所とは、企業組織の場合ですと、法人の1つの活動単位であり、自然人の人が、職業についてはそれに相応する。

野村委員 そうではなくて、それはjobなわけです。そこの間違いで混乱があると、いつまで経っても多分並行線をたどってしまいます。多分席上配布資料 で事務局のお話にあるかもしれませんが、まだここでは少し早いかもしれませんが、そこをはっきりさせておいた方がいいと思います。

大守部会長 私も個人的には「従業者」という言葉は要らないのではないかなと考えています。

まず仕事の種類を分けた分類であって、それによって人を格付けするのはそのとおりです。ですから、ある意味でどちらでもいいという気もするのですけれども、ただ、1つはやはり「従事者」とか「従業者」という言葉が残っていると、従来型の事業所の産業分類に引きずられるような印象をユーザーに与えてしまうのではないかというリスクを感じるのです。

つまり、自分の職業を格付けするときに、自分は何をやっているのか。サービスをやっているのか、販売をやっているのか、事務をやっているかと考えるときと、どういうものに従事しているかという問いかけとでは、普通の常識的な言葉の意味としてちょっとニュアンスが違って、やはり「従事」という言葉がつくと、何の事業所に勤めているかということが先にきてしまうのではないかという心配をしています。

そうだとしたら「従事者」という言葉はない方が、かえってすっきりするのではないかなと思います。

舟岡委員 基本的に、どこかの事業所に属していなければ、活動をとらえられないわけです。

大守部会長 それは必ずしもそうではないのではないですか。

舟岡委員 事業所というのは、物理的な区画を占めて、そこに人がいて経済活動が行われる単位、それが事業所の国際的な定義です。我が国でもそういう定義です。

職業というときに、報酬を伴わない仕事まで含めて職業とみなすのか。

野村委員 そこまでは言っていないです。事業所の定義まではいいと思うんですけれども、その事業所で報酬を伴わないものは排除するというのは、日本の原則にもありますし、世界の原則にも今のところ一応ある。そういう意味で、職業は狭い意味でとらえているんだということまではいいと思います。

舟岡委員 ということは、必ず仕事の裏側には必ず人がいて、適用する単位は人で、統計の結果

を職業別に表章するときの対象となります。

野村委員 job も人の存在と結びついた概念です。Job とは人と制度単位との契約であると、SNAは定義しているわけです。ですので、人がいない限りは、job などは生じないわけです。ですから、人のやることだから、分類の適用単位はjob ではないということにはならないわけです。job というもの自身も人を介在して初めて成立する概念になるわけです。

では、現実には、我々は職業分類によって人を分類するか、job・仕事を分類するか。その選択は、適用としては両方あるだろうと思います。1人の人間が2つの契約を持っている。たとえば、大学の契約と民間企業の契約を持っている。そうすると、私という個人は、2つのjob、契約を持っていることになる。そうしたら、私個人がある職業に格付けられなくても、2つの職業に私のそれぞれの仕事が格付けられます。

舟岡委員 複数の仕事を持つ場合、それぞれの職業で、人を格付けすることは可能ですよ。事業所を適用単位とする産業分類においては、第一義として主たる経済活動に格付けられますが、従たる活動をとらえることも可能なのと同じです。

野村委員 だから、第一義的に格付けたら人を格付けているわけですが、それは今の統計調査がおこなっていることです。例えば私の労働時間が7対3であれば、7はこっち、3はこっちと分離することが別の統計調査ではありうる選択です。

舟岡委員 だから、実際の適用は一元的な分類に寄らざるを得ないでしょう。もしそれをやらないうとしたら、副次的な分類をやらざるを得ません。副次分類をすると踏み切るなら、そういうことは可能ですが。

これは産業についても同様でして、第一義的に主業として位置づけられる、主たる経済活動があって、それに加えて従たる経済活動も行っていて、それらを組み合わせた活動を行っている事業所は幾つもあるかもしれません。主が何で従が何であるという形で産業分類を立てるという考え方もあり、そういう議論も過去に何回かありました。職業だって同じです。仕事というものの組み合わせで、職業を分類することも可能である。でも、その方式を採ったら副次分類となって、分類体系として非常に使いづらいものになるでしょう。だから、それはとらないこととして、そのために先ほど話が出た一般事務員のたぐいの職種を設けざるを得ない。要するに、分類体系においては、二次元あるいは三次元を一次元に縮約するという工夫をどこかでせざるを得ない。

野村委員 分類を二段階にする必要などありません。むしろ現実の適用においては、就業時間を分離した調査をすることができる。実際上では負担などの問題からなかなか難しいので、主たる仕事に応じて格付けなさいということが適用としてあります。そういったときには人であるということなんでしょうけれども、そうでない調査もこれから可能性としてあるわけですね。そうした場合には、就業時間を分離して2つに格付けることが合理的である。我々は今、分類体系やその基準をつくっているわけですので、我々の分類としては、あくまでも仕事の分類であり、job を格付けるのだと思うわけです。

岡本専門委員 job の分類というので成り立つ可能性はあると思うんですね。事務従事者ではなくて、事務の職業、あるいは総務の仕事とか総務のjob でも、総務の職業でも、官の職業というカ

テゴリー名にするということは可能だと思います。

私は社会学ですが、社会学は職業を1つの役割、ロールだと今、考えた。ロールの分類。ある個人がどのロールをとっているかということで、勿論職業分類は個人を分類するんですけども、分類の表章としては、ロールの分類ということで通すことは可能ではないかと思っています。

大守部会長 ありがとうございます。ちょっと議論を整理したいと思います。

まず、この職業分類の使い方というのは、個人のjobに着目をして、そのjobがどこに格付けするかということを調べるわけです。その段階では、この職業分類というのは、jobの分類として使っているわけです。しかし、最終的には時間とか、後で一般原則のところでも議論しますが、何らかの基準によってどこか1つに個人を決める。そうすると、私の仕事が事務なり事務従事者の中のCに格付けされれば、結果的に私は職業として事務従事者である。あるいは職業は事務ですねということで、事務従事者という名前もそれなりに意味はあるとは思いますが、ただ、今回仕事の内容によって格付けされるという方向に大きく踏み出したということを見ると、仕事の分類をまず適用しているのですということをはっきりするために、「従事者」という言葉は使わない方が誤解を招かないのかなという感じを持っています。

西澤専門委員、どうぞ。

西澤専門委員 御参考までに、日本標準職業分類に準拠して、厚生労働省では職業分類をつくっておりまして、項目名称をどういう扱いにしているかということですが、厚生労働省の職業分類では、職業の区分の単位を職務にとっております。ですから、職務を区分したものが職業と考えておりますので、大分類、中分類の項目名称は、日本標準職業分類に準拠するような名称を付けてありますけれども、語尾が人称名詞、つまり従事者、作業者ではなくて、何々の職業という仕事の名称にしてあります。

ただ、それは実際に使うレベルではないからそういう名称で構わないわけですけども、実際にハローワークの求人・求職に使うのは、大分類、中分類、小分類ではなくて、細分類で格付けしていきますので、細分類もそういう職業名にしているかということ、やはりそこは人にある求人を紹介するわけですから、実はそこは人称名詞です。その仕事に従事している人の名称。例えば今の事務員の場合ですと、何々事務員という名称になっていて、何々事務の仕事、あるいは何々事務の職業ではなくて、そういう名称にしてあります。この方が職員にとってもわかりやすく、このような考え方で厚生労働省の分類はずっときています。

岡本専門委員 この話をここでいつまでしていいのかわかりませんが、部会長の整理に従っていくと、分類としてはjobの分類であって、最後、統計をつくる時にはそれを個人に、それと事務の職業というのがjobの名前としてはある。その個人を分類して統計表をつくと、事務の職業が何人というのは、ちょっとまずいので、事務の職業に従事している人が何人となるので、表章するときの名称としては、ロールの分類だとちょっとまずいかなという気はあります。

大守部会長 では、この点は、皆さんそれぞれもう少し考えることにして、ほかの点があれば出していただけますか。あるいは、もしよろしければ、次の大分類に移ってよろしいですか。

(「はい」と声あり)

大守部会長 では、次をお願いします。

會田統計審査官 資料は、また 1 に戻っていただきまして、大分類 D の方をお願いしたいと思います。また、併せまして、基本資料 6 の方をご覧いただきたいと思います。

9 / 29 ページというところに販売従事者というのがございます。

大分類 D の販売従事者というところの考え方は、この大分類で以下に掲げる仕事に従事するものを含むということで、有体的商品の売買です。それから不動産有価証券などの売買、有体的商品・不動産・有価証券などの販売の仲立・取次・代理の販売類似の仕事。

それから、商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結、保険の代理・募集などの営業の仕事というような 4 つのことを大きなものに入れて考えていきます。

ここでも、今回の大分類 D の主な改正点ということでございますが、一番大きなところは、新のところを見ていただけますように、中分類 34 の営業職業従事者ということで、従来販売という中であつたものの中に、営業というものをここで置いております。

これは、営業職としての求人のニーズも多いということ。やはり営業といったときに、必ずしも物の売買のところまで行かずに、その前の段階で開拓してくる、契約を取ってくる、そういったところまでも考えるなら分けた方がいいんじゃないかという御議論があつた関係で営業職業従事者というものを、今回、中分類でつくらせていただいたということでございます。

これは、どこから分岐させてきたかと言いますと、旧の 32 の中の 327、商品仕入・販売外交員というところから主に持ってきて分配しているところがございます。

ただ、新分類の小分類 346 の金融・保険の営業職業従事者というところは、旧分類の小分類の 332 の保険代理人・外交員、それから 335 の外交・勧誘員、それから新たに有価証券勧誘員というものを中に入れて、新たな 346 の金融・保険営業職業従事者というものをに入れてございます。

あと、変わったところでは、旧の小分類 323、飲食店主というのがございますが、これは従来販売の中にあつたものを、今回、E というサービス業の方の中に接客・給仕職業従事者という中の方に、今回、移してございます。

御審議いただくところでは、やはりこのような営業職というものをつくって、統計上として、それで本当に利用という観点から、向上すればということと、あと、営業職の中の小分類の構成は、これでいいだろうかということも挙げられると思います。一応、小分類の構成は、平成 14 年の就業構造基本調査のデータの再集計の結果、こういうものが重要なものとしてあつたということでおるということでございます。

それから、議論としまして、やはり営業というものも専門性が高い、低いというのがある、そういうものを考慮して区分してもいいんじゃないかというお話もあつてということですが、ここは難しいかなということで、今回は分野ごと形で小分類を構成しているということでございます。

以上です。

大守部会長 ありがとうございます。御意見、御質問、どなたでも、どうぞ。

野村委員 私もよくわからないんですが、C の 28、営業・販売事務従事者と D の 34、営業職業従事者との関係性なんですけれども、C と D にまたがる、C の 28 には、商品を直接売買するもの

及び営業活動を行うものは大分類に分類される。

先ほど御説明のあったCとDの区分の関係、席上配布資料のクエスチョンの6のCとDとEの境界について、アンサー6の1と2ぐらいの関係だと思んですが、ここも認識がよくわからなくて、先ほどお聞きしたときもちょっとよくわからなかったんですが、内部市場と外部市場なものであって、内部の市場においてサービスをしていると、Cに入って事務としてカウントされて、それを業務として、実際に販売すると、営業という活動、広報とか宣伝とか、そういうものを販売活動、金銭を得ている場合に、サービスの提供を行っていることからEに入るとか、Dに入るのかもしれませんが、そういう識別なんでしょうか。

そうすると、職業分類としては奇妙な感じを受けるのですが、その認識が、すみませんが、間違えていましたら御指摘いただきたいと思います。

會田統計審査官 基本的にCの方というのは、売買なり契約の交渉とか、直接行わずに、そのバックオフィスの作業をする。それが販売事務従事者ということ。

野村委員 この販売というか、営業が前に付くのは、営業事務なのですか。

會田統計審査官 営業販売の事務です。売上傳票の管理、顧客リストの作成など、営業販売に関する事務の仕事に従事する。

ですから、実際にセールスマンが行っているときに、後ろにいて、それでこういう資料を整理しているとか、顧客名簿をつくったりとか、そういうものを想定している。

お仕事の中身としては、デスクワークが基本になるのでこちらに入って、後ろの方の営業従事者というのは、ある意味セールスマンということを念頭に置いて分けているということであります。

大守部会長 それに関連して、私もかなり似たような疑問があるのですが、それは事務の方の262の方です。あるいは261もそうですが、預貯金の窓口事務員。

中小の金融機関に行きますと、窓口に座っている事務員が自転車に乗って取引先の中小企業のところに来て、お金を受け取ったりしているわけです。

そういう人たちは、多分今の分類だと、どうしたらいいのでしょうか。営業をやっていることは間違いのないのですが、ただ、場所が金銭のやりとり、あるいは商行為の場が事務所の中か外かというので区別をするというのも何か職業分類の考え方からして、ちょっとうまく整理できるかという疑問を持ちます。どうしたらいいか、余り案がないのですけれども、疑問を持ちます。

それから、また、金融機関の例で恐縮ですけれども、銀行に行きますと、延長雇用制度の影響がもしもありませんけれども、入口に立って、世話を焼いてくれる方がいらっしゃいますね。これは、多分1日中やっておられるわけです。接客だと思えますけれども、ああいう方々は販売と考えるのか、事務と考えるのか、サービスと考えるのかというのも、結構悩ましい問題です。多分、こうしたことに完全な答えはないのだと思えますけれども、どういう考え方で、その区分をしたらいいかという事務局のお知恵を少し聞きたいと思います。

會田統計審査官 2番目の方については、ATMの機械の使い方を教えてくれるとか、そんなイメージかと思いますが、その場合で、販売とか、売買とかのことをしているわけではないので、ガイドさんと同じようなことであれば、それはサービス業の方に分類される。

すみません、部会長、1問目のどこの関係でございますか。

大守部会長 1番目は、金融機関の窓口で、小規模な金融機関ですけれども、お金の受払いもやっているような方がお客さんのところに出向いて、同じような行動をしている方はたくさんいらっしゃるわけですね。それをある意味ではセールスをやっているわけですね。営業活動をやっているのですけれども、どこで線を引くかということなんです。

會田統計審査官 小さな銀行で窓口にいる人がノルマを渡されて、近くのお家に行って預金したらどうですかと併せてやるというようなことですか。

大守部会長 ええ、それからお金を持ってきてくれと言えば、持ってきてくれるわけですね。取引のあるところにはね。

それで、最近どうですかというような話を聞かれて、少し余裕があれば、定期預金にまた積んでくださいといったような、そういうリテールバンキングとして、中小の金融機関ではそういうことは重視してやっているわけです。

舟岡委員 それは、実際上ありますか。例えば証券等の営業マンだったら、資格が必要ですし、生命保険もそうです。バックオフィスにいる人で、資格を持っているケースもまれにあるかもしれませんが、持っていない人たちがそういう職務をこなしながら営業活動を行うのは、違法行為でできませんね。

銀行の場合はどうかですが、預金とか融資等も関わるのかもかもしれませんが、それらの活動はかなり信用に関わることで、やはり役務は、それぞれ専任の方に任しているのではないのでしょうか。

今、部会長がおっしゃったケースは、ついでお金を受け取ってくるとかを、兼務としてやる場合にどうなのかというならよくわかります。例えばバックオフィスを担っているながら、どこどこまで行ってお金を預かってこいとか、引き出したものを渡してこいとか、といったケースだったらわかりますが、そのような仕事がもし中心なら、サービスの職務になるのでしょうかね。

大守部会長 ついでというよりも、信用組合とか、信用金庫とか、そういうところは、かなり主な仕事ですね、自転車こぎをして、自転車にかばんを乗せてね。

舟岡委員 それは営業ですね。

大守部会長 営業なのでしょうけれども、しかし、中身としてはかなり窓口業務に近いものですね。どこで活動の場所は違いますが。

どうぞ。

事務局 営業の場合、私どもの案では、外に出るとというのが基本的な考え方にありまして、そういう方が窓口もやっておられる、外回りして、新規の顧客を開発したり、そういうふうに行っていますと、結局、それはどちらに格付けされるかという、今度は格付けの問題になるかという気がいたします。

外回りのウェイトが大きいたとすれば、営業職に格付けられて、ほとんど窓口にいて、たまに言われて外に行くような方は、結局、窓口業務なのかなと思います。

大守部会長 わかりました。そうすると、一つの決め手は、最終的な格付けをどうするかというのは、また別の一般原則で決めるのですけれども、営業というのは外に出ることである。そこで線

を引くということですね。わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

原専門委員 普段大分類を使わせていただくことが多いので、大分類をまたぐ移動というのが非常に気になるわけですが、飲食店主・店長が、サービスのな方に移るといったことなんですが、それがどうしてなのかというのが疑問に思っているところです。

資料3の飲食店主・店長の定義であったり、あと、席上配布資料のクエスチョンのところを見ると、調理というサービスに大きく依存しているという形でそういう移行になったのかなと思うんですが、やはりこれは飲食店というのは、物を介した商売なのかなと思うんです。

調理という物に対してお客さんが対価を払っているのではなくて、料理という物に対して物のやりとりがあって商売が成り立っているのかなと思うんです。物のやりとりという物を前提にするのであれば、現行である販売のところに分類されていてもおかしくないのではないかと。あえて分類を移行させるということの意味がよくわからなかったんですが、いかがでしょうか。

大守部会長 どうぞ。

事務局 販売ということで申しますと、物のやりとりが販売であれば世の中の経済活動は、みんな販売になるのかと思います。

上の販売職としましたのは、主に仕入れてきて出して、産業でいうと、流通業みたいな、あるいは不動産業、この場合、料理をつくって、それをお出しする。その対価を受け取るということで、それで、あのサービスというところに位置づけております。

店主をなぜこちらに持ってきたかということですが、店主の役割として、経営管理だけをやっているならば、これはまた別なんですけれども、大抵の店主は、自ら仕入れてくると、それで、料理も一緒にやっていると調理人に入るんですが、この場合は、調理はやらなくて、経営管理、仕入れあるいはその他のバックオフィスのことをやる人ということで、あえて調理人と別れる必然性はないのではないかと。今回、一緒にいたしました。

原専門委員 経済の活動がすべて販売だというと、私も賛成し難いものがあるわけなんですが、ただ、物のやりとりがあるというところでは販売なのかなという気がしました。多分、販売とサービスの定義は、私が今一つ理解していないところもあるのかもしれません。

事務局 すべてが販売だというのは、ちょっと言い過ぎかもしれませんが。ただ、料理をつくるという行為が入ると、その他のサービスのものでも、何かサービスを生産する、この場合は料理を作ること、お客さんにサービスを売るわけです。

販売というのは、大変概念が広いんですけれども、物を仕入れてきて売るとか、売りたい人と買いたい人の中継ぎをするとか、あるいは新規のお客さんを開拓して打って出るとか、そういったことを販売とイメージしてしまっていて、そのほかの物をつくって売るといった仕事というのは、この場合ですと、お客さんに食べていただいて満足いただくということで、サービスのものというところに位置づけております。

大守部会長 今回の質問で、ちょっと私も誘発されたのですが、ファーストフードに行きま

すと、ここで食べますか、持って帰りますかと聞かれますね。持って帰るのを販売と考えて、ここで食べるというのをサービスの方に仕事としては分けると、そういう考え方なのです。

事務局 そこは、なかなか難しいところではあるんですが、ファーストフードの場合は、これはサービス。

舟岡委員 調理という行為がどこまでの範囲を調理と呼ぶかということに関わるのでしょうか。これについては産業分類においても議論のあったところで、単に温めたりするのは調理行為ではないとしていて、単に物を販売する活動としています。何らかの手をく다して、注文に応じて相手を満足させるような形で提供する、そういった活動はサービス活動そのものではないかと思います。その点は線引きの難しいところではあると思いますが、今、物を販売するところからサービスへアプローチしましたが、逆の方からアプローチして、例えば喫茶を考えたら、喫茶業務というのは、見方を変えますと、ドリンクを販売するといってもいいですね。では、ドリンクの販売業かということ、喫茶店はそうではないだろう。そこで働くウエイトレス、ウエイターがいなくて、店主が一人ですべて行って、顧客の求めに応じてコーヒーをいれたり、いろんな物をつくって提供する場合がある。一方、あらかじめ作られた物を出す場合もある。それらを区分するために、食べ物とか飲み物で調理という行為がどの程度かによらしたら、なかなか線引きが難しいのではないのでしょうか。

原専門委員 線引きが難しいのは非常によくわかるんですが、分類間を移行するということの中で、ちょっと納得がいかないところなんです。分類間を移動するので、ちょっと納得したいなところを質問させていただいています。

先ほどの喫茶の例も、私は、やはりコーヒーという物を介したものなんではないかどうしても受け止めてしまうんですが、例えば食品を売るところでは、多分似たような話になると思うんです。町のパン屋さん、ケーキ屋さん、和菓子屋さんもパンとかをつくって売る、どっちに重きを置くか、パンを調理、製造になってしまうのかもしれないんですけども、そちらに重きを置くのか、売るところに置けば、多分小売で、現行でも新の分類でも小売のところに入ってくると思うんですが、やはり料理を調理して、それを売るのであれば、大分類で見たら、やはり販売と同じでいいんじゃないかと思ったので、ちょっと質問させていただいたんですが。

會田統計審査官 物を売るかということ、この場合は飲食の店長であって、調理をやっている人は調理の方に格付けするので、これを考える飲食店主とか店長は、自分では物をつくらない、調理をしない、それで管理みたいな人、そのバックオフィスの手配をしている人というふうに考えて、そういう人が売買をしているか、もしくはサービス業的な接客業なのかということのの違いで、今までは販売などに大分類として入ってきたので、そういう判断をしていたと思うんですけども、そのところは、どっちかということ、接客業の方の見の方がよるいいのではないかということと、同じ店長でも一緒に調理をやっている人の方は調理師ということで、この場合だと飲食物調理従事者という方の、同じEの方に入っているんで、そこは調理している、しないにかかわらず、大分類の方は一緒にしていいのではないかという理由だと思いますので、実態が変わっていないのは、確かなので、何で見方を変えたかということ、そこは難しいところがあるかと思います。

大守部会長 これは、ちょっと事務局に、今、いろいろ出された議論を整理していただいて、変える、変えないの前に、今の整理をしてどういうふうになるかというのを、また見せていただいてから議論した方がいいかと思います。

舟岡委員 これは、サービスの付加される部分がどんどん大きくなってきたことに伴って、変化してきたという歴史的な経緯もあると思います。産業分類もかつては卸売業、小売業、飲食店が一つの大分類になっていて、飲食物を提供するのも販売類似行為だという位置づけでしたが、飲食というのは、やはりサービスの付加が多い活動であって、単に物を販売する行為よりも別のところから多くの付加価値が生み出されているだろうと判断されるようになってきました。

そのような考え方に立って、前々回の改定で卸売業、小売業だけを一つの商業活動としてとらえて、飲食店については、宿泊業とあわせて一つの大分類を設けた。その段階ではあくまでも店舗において飲食サービスを提供する活動をとらえるにとどめていましたが、前回の改定で、店舗における飲食サービスにとどまらず、例えばケータリングサービスとか、持ち帰りで飲食サービスの提供を行っているような活動まで含めて、飲食サービス業としてとらえるようになった。国際標準産業分類ではもうかなり前から卸売業、小売業と飲食業は、区分していて、日本がずっと変えずに長くきていたのです。

職業分類も、昭和 35 年からずっと変えずにきていましたが、今回、遅ればせながら、飲食サービス業の実態が明らかにサービスのウェイトを高めてきたということで、産業分類の改定に合わせるような形で、変えることとしています。確かに大きな大分類間の移動になることは確かですが、時代的な背景がここに関わっていたのかなと思います。

大守部会長 どうぞ。

野村委員 一応、今のに私も基本的に賛成なんですけど、ISCOの分類でいったときに、5番目がサービス及び販売従事者という大分類がありますが、その中で、51と52で販売員、51では対個人サービス従事者、52が販売員という形で対応するようになっていますが、基本的にそういう意味では、今回の改正によって大分類をまたぎますが、コンシステントになったということではないでしょうか。そういう意味では評価されるのかなと思います。

別のところで、11ページ目ですけれども、細かい横長の表の331、不動産仲介・売買人というものですけれども、この店舗においてというところから文章が書いてありますが、これは少し意味が、私には不明なのですけれども、店舗において、土地・建物の売買云々、何々に従事するもの、及び店舗において土地売買の何々に従事するものをいう。

これは、非常に読み取りづらい文章なのか、あるいは間違いなのかという気もします。場合によっては意味合いも勿論違うわけですが、ドットの関係なんですけれども、売買・貸借・交換の代理・仲介の代わりに交換のというふうに変っただけですけれども、これは前者の文章と後者の文章がどういう並列関係に、どういう関係にあるのかわかりづらい。

大守部会長 後段は自己売買のことを言っているのですか。

事務局 後段は売買のこと。

大守部会長 自己売買ですね。自己の処理物件を売買することに。

事務局 前段は、売買・賃借、交換の代理・仲介の仕事に従事するというので、名称で言うと、前半が不動産の仲介、後半が売買です。

野村委員 そうすると、売買・賃借・交換の代理・仲介ということなんですか、そういう意味ですか。なるほど。

大守部会長 店舗においてというのは、前段はなぜ必要なんですか。

事務局 これも新たに立てた営業との違いです。

大守部会長 わかりました。どうぞ。

野村委員 今の小さい点、読みづらいので少し修正をしていただければと思います。今、お話の営業の考え方なのですが、手元の資料にはISCOとの対応が、今日は配布になかったんですけど、中分類程度での対応というのが、席上は配布の10にあります。我々がもう既に議論してきた事務従事者CとD、販売従事者、サービスEとの関係で、横で見ますと、ISCOの方で事務職、サービス、販売従事者という形で対応がつけられていると思うんですが、改めて営業の問題を考えて見たときに、Cの分類の中の中分類というのが、ISCOとの対応で見ると、少し奇妙な感じもするんですが、中分類の中において、下にある営業とか販売とか、そういうtaskの事務の従事者という形の分類になっていて、ISCOで見れば、基本的に事務の内容そのものにターゲットを置いて、事務の中のtaskとしての一般事務員のキーボード、オペレーターとか、接客、サービスを行う事務とかに基づいて定義されています。日本の現行案では、その事務が最終的に営業になっているのか、販売の事務なのかによって分類されている。日本のCの内訳、中分類の内訳の考え方は違うと思います。

岡本専門委員 ここは確かに違うんですね。ISCOの方は、事務の更に仕事の中身がどうかと。日本の方は仕事の活躍する場というか、総務のために事務をとっているのか、営業活動のために事務をやっているのかということで、純粋に仕事の中身に注目するんだという今回の方針を徹底すれば、ISCOに近くなってしかるべきだという感じはあります。

舟岡委員 これは、仕事の中身が違う。日本の場合、例えば生産関連の事務と総務会計の事務とでは、明らかに仕事の中身も違うし、必要とされるスキルも違う。

この種の事務とか、販売と営業とかは、民間の職員紹介事業において、そこを区分しないと、職業紹介がきちんとできない、適切なマッチングができないという説明を複数の事業者からいただいて、仕事の内容なり求めるスキルが違うということであれば、当然のことながら異なる仕事として分類するのが適当だろうとしています。ここは国際分類と大きく違う点ではありますが、国際分類は逆に言うと、日本の分類には適用できないだろうと思いますけれども、いかがでしょうか。

大守部会長 これはどうですか。事務局、何かお考えはありますか。

會田統計審査官 では、少し引き取って、整理したいと思います。

大守部会長 わかりました。サービスの方は、まだ議論していないですね。もうかなり議論が出ていますが、簡単にやりましょう。

會田統計審査官 資料の1に戻っていただきまして、こちらは席上配布資料の6のところ、2点ほど、主な改定点ということで、1つは中分類の36のところ、介護サービス職業従事者という

ものを今回新設したということで、これは中分類 34 のホームヘルパーというものを、まず持つてくるとのこと、それがCの方の新分類の 362 にくる部分。

それから、361の方については、旧の 124 ということで、これは専門職とか専門的職業従事者の中の福祉施設における介護とかそういうものを担当する人、その一部をこっちに持ってきて介護職員という形にして、従来、施設において介護を行う人と訪問介護する人が違う大分類の中においておかしいのではないかとということがあったものを対象とすることから同じEのサービスの方にもってきている。

もう一つは、やはり現行分類では専門的職業従事者の中に入っておりますが、看護助手と歯科助手というもの、これをこちらの方にサービス職業の方にもってきている。

従来ですと、看護助手、歯科助手ということで、看護婦とか歯科医師の方に付随する形でBの方にあったんですが、補助という形で、補助する業務の中身がどういうことかということで、こちらの方のサービスの方に、今回移してきて、37の保健医療サービス職業従事者というところで新設したというところでございます。その2点です。

大守部会長 ありがとうございます。どうぞ、御意見、御質問を出してください。

私からちょっと気になったんですが、2ページのところで、資料1の2ページですか、個人または世帯を対象としたサービスを言いというふうにかなり言い切っています、対事業所サービスあるいはどっちに格付けられるかわかりませんが、対事業所、対個人両方についてサービスをしているものも一般的にはあると思うのですけれども、それをEはかなり個人あるいは世帯というふうに限定して特に問題がないかどうか、そのほかのものは、ほかのところでは完全に捨てる形になっているかどうかという辺りがちょっと気になってまして、もし、その辺に自信があるのであれば、むしろ単にサービスというと、これは一般的な世の中の言葉のとらえ方とずれるので、対個人サービスと言ってしまった方がいいのかなという気もするんですが、その辺はいかがですか。

會田統計審査官 個人ということで、個人を相手にしたサービスではなくて、個人を相手にするようなサービスの種類という形で御了解いただいて、例えば同じ洗濯屋さんみたいのをやっているとしても、そこは法人が需要に対してやっていることもあるし、個人の需要に対してやっていることもある。

ただ、対法人のサービスみたいなコンサルタントとかということになると、ほかの分類の方の事務であるとか、販売だとか、もしくは専門的といったものになるかもしれない。ここは、個人が使うようなサービスというのを提供するような業務というか、産業的になってはいけないんですが、そういう仕事に該当するものをここに分類しているということの整理なのかなと思います。

岡本専門委員 ここは、個人であるか、企業ではないかというのは、要らないんじゃないでしょうか。

舟岡委員 今までがそうだったから引き継いでいるだけかもしれませんがね。

會田統計審査官 岡本先生が、こちらの方の席上配布資料の裏のところで、サービス業従事者というところで定義が書いてありますけれども、個人の家庭における家庭サービス、介護なんとか、これの個人の家庭というのが要らない。

大守部会長 だけれども、そうすると、産業分類のサービスというのは、もう少し拾い概念ですね。そうすると、別の意味で、誤解というほどではないのですが、中を読めばわかるんですけども、ちょっと混乱を招かないかなという気がします。

舟岡委員 私も個人の家庭におけるという記述は、これまでずっと続いていたから、この説明書きが付いているのでしょうか、なくてもいいかもしれないとも思います。例えば旅行とか広告宣伝では特にそうですが、個人の家庭においてだけではないですね。確かに要らないかもしれせんね。その方がすっきりしていそうですね。

大守部会長 これはどうでしょう。名前の付け方の問題なので、これも事務局に御検討いただいて、一方でホームサービスなんていうのは個人を相手にしている部分もあるわけですね。その辺はどういうふうに整理するか、余り格付け自体の議論ではないと思いますが。

それでは、もし、よろしければ、とりあえず先へ進んで、一般原則的なものについて、少し時間をとって議論したいと思います。

會田統計審査官 席上配布資料をご覧くださいまして、～ までのところですよ。の方は各国、といっても英語圏と、あとISCOですけれども、そのところで、今回議論に該当するようなところの文章を抜粋して、下手ですけども日本語訳を付けたもの。それを大体主要な項目に横表に整理したものがでございます。を左に置きながらいろいろご覧いただきたいと思います。

の方で、外国との比較における考察ということ、それから、実際に一般原則のどこを直したら、こんな形にはなるかなというのがでございます。

の方をベースにちょっと説明をさせていただきたいと思います。その後にを説明させていただきます。

の方をベースにしますと、まず、一般原則に書き込む項目というのは、どんなものがあるかということで、各国、これは別に一般原則というものがあるわけではないので、国別にあたりいろいろあったり、クラシケーション・プリンシプルというのがあたりとか、そういうことなんですけど、必要性を考えると、職業の定義、分類の基準、分類の対象、適用の対象、分類の構成、構成というのは大分類、中分類の数とかです。それから格付けの原則、分類の原則と言ったりしますけれども、格付けの原則。それから、分類符号の構成、これぐらいは必要ではないか。これは今のところの一般原則に入っているということでございます。

各事項についての留意点というのを見ていきますと、職業の定義というのがあるんですが、ISCOと英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの方では、基本的に task というものを集めて job にして、job の集合でオキュペーション。このときに、a job が task の複数の task で構成されていて、ア・オキュペーションは、普通の複数の jobs のセットで構成されるというような表現になっております。ただ、日本は個人が行う報酬を伴う仕事という形です。アメリカは、ワークというものを使うということでありまして。日本とアメリカは、構造的な定義というのは特に記述が見られない。

このように、task とか job とか、構造的に定義をしていくと、メリットは今後何か出てくるだろうかというところが、1つわからないところがある。

あと、言語の問題というのが一番大きいところがありまして、オキュペーションとjobの関係というのは、どういうふうに英語圏の人間は考えているだろうか、そこはよくわからないというのがございます。それから、日本語にもっていったときにどうだろうかというのがあります。

席上配布資料の の方の最後の方に、辞書の方から引っ張ってきて、日本語の方とかいろいろあります。例えば家業と言ったり、職務と言ったり、職業と言ったり、仕事と言ったり、労働とか雇用というのはちょっと違うんでしょうけれども、そういうのもあるというようなことです。

日本語で表現したらどうなるだろうかということで、現行はこうなんですけれども、ISCO風に考えると、その構成を反映させるということで、なるべく今の表現をそのまま使っていくとすると、職業とは個人が行う報酬を伴う仕事の類似したものの集まりを言う。ここで言う、仕事とは、1人の人間により遂行される多様な家業とか任務等の集まりを言う。

日本語で仕事と言った場合に、大きなまとまりの仕事、1人の人が行う仕事というのものもあるし、そのパーツ、パーツの仕事という両方の概念があるので、この場合の仕事は、どちらかという、大きな方の形を取ってございます。

それから、家業とか任務という言葉を使うと、それは当然上から言われるので、報酬を伴うというニュアンスは付いてくるかもしれないんですが、一応、ここは報酬を伴うと入れておいた方がいいだろうということで入れてございます。これは1つの考えというか、日本語としてなっているかどうかとか、いろいろ問題があると思います。

次に分類の基準ということで、これは例えば1つの大分類の中を分けるであるとか、中分類の中を分けるとか、そういうときに何をプライオリティにするかということになります。

内容的には、各国で同じようなことを使っているというのがあります。ただ、ISCOと英国と豪州の関係ではスキル、この場合スキルというのは、レベルの話とスペシャライゼーションという専門分野的知識とか、そういったものを含む。そういうふうに明記しておりますが、カナダは仕事の種類ということとスキルレベル。アメリカはワーク・パフォーマンス、スキル、教育、訓練、資格、免許というような記述になっております。日本の方が一応6分類か何か必要になっている。

席上配布資料の の最初のページをご覧くださいといいかと思えます。

でも、基本的には、そんなに変わっていないので、日本の方も少し変えてもいいのかなと、特に今回、分類改定で、いろいろやってきているところもございますので、変えてもいいのかなということがあります。

少し変えれば、従来、仕事の形態といていたもの、形態というのはよくわからないから、仕事の種類にしてもそんなに変わらないかなということ。

それから、当然専門職とか、そういう分類、資格とか免許というのは当然基準になっていたもので、それは入っていてもいいかなということがあります。

それから、外国の方を見ていきますと、生産される財または提供されるサービスの種類、使用する道具、設備機械、それから使用される原材料の種類、そこは3つが入っているということもあって、日本の方で原材料がなかったの、ちょっと入れてみるかということなんです。

日本の方で仕事に従事する場所と環境というのがあったんですが、さすがに仕事の種類を考えて

いくとくに、場所とか環境というのは、ちょっと異質なものではないだろうかということで、少なくとも基準から落としてもいいんではないかということ。

それから、事業所またはその他の組織の中で果たす役割というのは、管理的職業を区分する際の1つの基準かなということで一応こうしています。

次のところに行って、分類の対象と適用の対象というところをご覧いただきたいと思います。

I S C Oの中では、統計的単位はjobというような表現になっています。イギリスの場合では、英国内の経済的活動人より遂行されるすべてのペイド・jobに適用可能。

アメリカでは、ワーカーズを分類するという表現、カナダの方では、ザット・オブ・カインド・オブ・ワークパフォームドをクラシフィケーションするという形になっています。

オーストラリアの方では、job とオキュペーションが混在してクラシファイされるという表現が出てきているということがあります。

その後、幾つか黒ボツを飛ばしていただきまして、候補案というところの下から2つぐらいのところを見ますと、分類する場合に、仕事の特性のみで分類すると考えられるので、分類の単位としては、オキュペーションかjobということになるだろうと、それは理論的にそうなるんではないか。ここを人としてしまうと、人が持つ仕事以外の特性というのが分類の中に入って来る余地を残してしまうので、それはやはりまずいだろう。

しかし、統計目的として、やはり人というがあるので、適用するのは人になるだろう。その際には、その人の持っているというか、その人の仕事を通じて職業分類に格付けをしていくという考え方。スルーjobという表記も出てくるとは思いますけれども、そういうことではないか。

そうすると、この職業分類は個人に対して、その仕事を分類することにより適用し、職業別の統計を表章するのに使用する。これぐらいのがあるかなと。

分類の構成というのは、基本的に数字ですから、今までのとおりだと思います。

格付けの原則ということで、格付けの原則があるのは、アメリカとカナダと日本、ほかのI S C O、イギリス、オーストラリアの方は格付けの原則は、ここに書いてありません。

アメリカとかカナダでは、管理職に関するもの、徒弟、アフレンディスとか、助手、補助とか、こういったものについて、これはいろんな大分類のところで相互に関連してくるかもしれないし、基本的なところの考え方ということで書いてあると思います。

また、アメリカでは、2つのカテゴリーにまたがる場合の考え方として、スキルレベルという表現がある。

アメリカの場合に、分類の基準のところスキルレベルという表現がなくて、このところで唐突にスキルレベルというのが出てくるのは、少し不思議な感じをいたします。

日本の場合、2つ以上にまたがる場合に、大分類の順序だけが書いてあって、そのときの基本的な基準がないという御指摘もありまして、それは書かなくてはいけないのかなということです。

あと、見習いとか、徒弟とか、助手とか補助とか、そういったものについても書いていく必要があるかどうか。

あと、中分類、小分類での格付けの優先順位ということを、個々の例では内容とか、内容例示集

の方にも書いてありますけれども、そこの原則はどうだろうかと、なかなかこの辺は難しいんじゃないだろうかという感じでございます。それで、修正したものが、以上のような形になっています。

1つは、2つの場所で仕事をしていて、どっちに格付けするかといったときは、時間が長い方をとればいいだろうというのがあります。

2つ目は、1つの勤務先で異なる分類項目に該当する仕事に従事している場合、最初はそれぞれのコンポーネントの時間の長い方に入れる格付けをするんだらうと。

そうではない場合は、以下の大分類の順番になるんですけども、このときは、1つの順序の説明として、財の生産、サービスの提供、生産、提供の支援の順で分類するのではないか。それぞれの中では、身体を使用する順で分類していくという考えができるのではないか。これは後付けになるわけです。こういうことです。

こういう形で少し訂正して、たたき台みたいなものを考えたものが席上配布の という形でございます。横表の比較文章みたいな、新旧対照表みたいなものです。

職業の定義のところは、先ほど言いましたように、個人が行う報酬を伴う仕事の集まりということと、仕事というのは、さまざまな課業、任務の集まりという構造。

報酬の説明というのは、特に今回いじっておりません。

1ページめくっていただきまして、分類の適用単位と基準ということで、分類の基準と適用の基準というのを一応分けて、適用の基準は、人とするのかなど。人とするときにも、その人が持っている仕事を分類の対象とするという形にしております。

分類の基準については、先ほど言いましたように、仕事の種類とか、資格免許というのを入れてみて、場所というのは落としてみてはどうかということでございます。

3ページの方はそのまま、4ページに行きまして、職業の決定方法ということで、格付けのところですが、若干先ほど説明したのとちょっと違う。表現は変わってございますが、2つ以上の勤務先で異なる分類項目に該当する仕事に従事している場合。これは、2つの仕事をしているということで長い方ということでよろしいのかなと思います。それにより難しい場合は、調査時最近に従事した仕事ということで、それはそのまま踏襲する。

(2)のところ、1つの勤務先で異なる分類項目に該当する仕事。仕事は1つなだけで、それが2つの項目に該当してしまうとどうするか。

1つは、就業時間の最も長い仕事を構成する課業、task 任務による。つまり、先ほどの構成でいうと、仕事を構成しているような task の中で一番長いものをもって分類してはどうか。

その時間の長さというものが、そこで区別が付かない場合には、以下の大分類の順番に従うということで、財の生産、サービスの提供、その支援ということで、それぞれの中でどちらかという、肉体を動かすというようなことになるのかと思いますが、そういうふうにはどうか。

次にbとして、中分類とか小分類にまたがる場合どうするかという、このところは決められないのではないかと考えてここに書いております。1つ事例として、統計センターさんに聞いたことがあるんですが、旧分類の場合、小麦粉の製造といった製粉作業と袋詰め作業が該当している場合に、これが順位を付けられない場合は小麦粉をつくるという主要過程ということで、612

製粉作業者に格付けることができます。

新分類で、例えば先ほど御議論いただきました総務事務従事者と会計事務従事者で、総務と会計両方やっているときはどうするのかと聞きましたところ、先ほどの問題ですけれども、小分類の257一般事務員というのがある、いろんなことをやっている人がある。それをここに位置づけて、結局中分類25の総務事務従事者に格付けるというのが、あり得るのではないかというお話があります。

そのほかにいろんな例示が上がってきたときに、それぞれについてやはり処理方法が変わるのではないかということで、余り統一した原則と書いてしまうと柔軟性がなくなるのではないかという心配がありましたので、このように書かせていただきました。

簡単ですが、以上になります。また御議論いただければと思います。

大守部会長 ありがとうございます。余り時間もありませんが、したがって今日これを決着させるというわけにもいかないと思いますが、是非お気づきの点とか出していただければと思います。舟岡委員、どうぞ。

舟岡委員 かなり整理されていると思いますが、まず職業の定義で「また、仕事とは、1人の人間により遂行される、さまざまな課業、任務等の集まりを言う」というとき、課業って何だと聞かれて答えられるのかということですね。さらに、2ページ目「第2項 分類の適用単位と基準」で「個人が従事する仕事の種類」というのは、仕事の種類と言うと同義反復になりませんか。仕事の種類から、職業のよく似たものを一まとめにして体系にしているのでしょうか。そうすると、もうそれですべてになってしまうのではないかと。

「資格・免許の種類」はいいと思うのですが、「使用される原材料の種類」は本当に重要なものか。むしろ、削除した仕事に従事する場所及び環境については、今回販売職と営業職を設けましたが、これは店舗で営業するのか、飛び込みその他あちこち飛び回って営業するのか、その違いですので、これは落とさない方が良さだろうと思います。

気づいた点は以上です。

大守部会長 原専門委員、どうぞ。

原専門委員 席上配布資料の4ページ目「第4項 職業の決定方法」の(1)なんですけれども、2つ以上の仕事をやっているときに就業時間の最も長い仕事、その場合が難しいときは収入の最も多い仕事、このアでもイでも難しい場合というのがウなんですけれども、このウが本当にアとイで困った場合の解決策になるのかなという感じがしました。

調査時最近従事した仕事というのが、例えば去年の9月にあなたはどの仕事をしていましたかというときに、就業時間の長さで区別がつかなくて、収入の多さでも仕事がつかなかったときに、調査時最近に従事したというのは一体何を指すのかよくわからないなと思って、主観的な基準というのがふさわしいのかどうかわからないんですけれども、時間でもわからない、収入でもわからないのであれば、本人がそうだと思ったものでもいいのではないかと、本人の判断というものもあるのかなと思いました。

舟岡委員 1点よろしいですか。多分こうなったのは、以前は継続してということを経験の定義

にしていますが、昨今の派遣労働者等ですと2、3か月ある仕事をして、それが終わるとまた別の仕事をしている場合が出てきて、例えば統計等では過去1年間の収入と職業を聞くときに困るからです。

従事する時間が長いというのは、その人の資源をどこにより多く配分していたのかを代理すると考えられる。それによりがたいときに収入と言うと、1年間全体で獲得した収入がどういう仕事からもたらされたものか。それによりがたいときは、一番最近働いた場所での仕事等の基準が必要だろうと考えたのではなかったですかね。

原専門委員 1点教えていただきたいんですが、例えば去年の9月から今年の9月の間までの就業状況を聞くとしたときに、調査時点が今年の10月になることがあると思うんです。今年の10月から見て、最近従事した仕事が、去年の9月から今年の9月の中に当てはまらなくてもいいということになるんですか。そうすると時点がずれるかなと思うのです。

舟岡委員 少なくとも、調査時点の直近でしょう。多くの統計における過去1年とは、調査時点から原則としてさかのぼる1年間を指し、その期間にどれだけの収入を得たかとか、どれだけ働いたか、そこで就いていた仕事は何かという聞き方になります。

原専門委員 調査対象期間の中で、調査時点に最も近い時点ということですか。

舟岡委員 そういうことになるでしょうね。

原専門委員 すみません、また考えをまとめてきたいと思いますが、ちょっと疑問を感じました。

大守部会長 ありがとうございます。

野村委員、どうぞ。

野村委員 今回、事務局が席上配布資料 をいろいろ調べられて、だいぶ整理されてきたなと思います。各国の状況を見て、では我々がそれでどう評価するかですけれども、最初に1つ提案は、英語の正式な日本語の対応づけをしませんかということです。

occupation は、職業ではっきりしている。

task は、先ほど舟岡先生が言われたように課業、任務の集まりというあいまいな言い方をやめて、西澤先生のお話によると、task は「作業」と定義したらどうか。

job は、仕事です。

御指摘のように、kind of work performed が job と本当は微妙には違うだろうなと思って、日本語で何と言うのかなと思って調べていたときには、仕事と少し違いますので、仕事内容と言うのかなと思っていたら、今日、西澤先生が「職務」というお話をされていたので、performed という意味は職務に近いのかなと思います。kind of work というのは、仕事内容なのかもしれませんが、職務の種類という言い方なのかもしれません。そういう言い方で定義されてはどうかと思います。

そうしたときに、次にストラクチャーですね。job は task の集合体である。task という概念を導入するメリットは何かといえば、やはりスキルだと思いますけれども、スキルはどこにつくかという task につくのではないかなと思います。

そういう意味で分類をしていくと、このISCOライクにしていったというよりは、私のセンスでいけば、どこまでが概念の世界であって、どこからが job とかワーカーにおいて観察可能な単位

であるか、その識別が必要です。kind of work performed という部分は概念の世界において、occupation は kind of work performed の分類であると言い切ってしまうのではないかなと思います。それを日本語で言えば、職業は仕事内容の分類である。これは産業分類で言えば、インダストリー（産業）はカインド・オブ・エコノミック・アクティビティ（経済活動）の分類であるという話と対応するのかなと思います。さらに検討をすれば、もう一段階整理することができるのではないかなと思います。

例えば若干の混乱があるような感じがするのですけれども、席上配布資料 の2ページ目で、上から15行目ぐらいの中ポツ、「候補案」のちょっと上ですけれども、分類する場合「分類の単位は occupation か job と考えられる」と書いていますが、こういう意味での occupation を使うことはあり得ないと思います。分類している単位は job かワーカーかパーソンかもしれませんが、そういう感じで、職業としての分類の単位として occupation ということは違うと思います。例えば上の方にあるカナダでは、basic principle of classification of the 何とかと書いてありますが、これは職業分類の basic な principle が kind of work performed だと書いてあるわけで、これは適用の対象を書いているのではなくて、概念を書いています。そこがまだ少し混在しているのかなと思います。

そういう形でもう一段階もし日本語の整理も許されるのであれば、この辺りをクリアーにしていくことができるのではないかと考えております。

大守部会長 どうぞ。

會田統計審査官 野村先生がおっしゃったことはそのとおりですが、若干 occupation と job というのは自分でもわからないところがありまして、オーストラリアの分類ですと、occupation 及び job を分類するという表現が出てきてしまっていて、job 及び occupation を分類するという表現も出てきます。それと occupation というのは1つの職業、ある意味でジョブタイトルに近い概念なのか、それともストラクチャーを含めた occupation というものなのかというニュアンスと、各国のこういうものを見ていったときに、最後のところに出てくる例示は何かといったときに、occupation の例示という言い方もあるし、related job titles という例示の仕方もある。

だから、occupation と job というのは、occupation の方が少し疑念的な感じがするのと、occupation に対してきちんと名前が付いているものがあると思うんです。

job というのは、わからないけれども1人の人間が行っていて、こういう内容のものというものがあるけれども、具体的な名前はない。一人ひとり job が持っている。けれども、occupation というのは、その job を幾つか類似性を持って集めてきたものという構造が1つあるのかなと思います。

野村委員 1人の人間が行っているという job の見方ですが、確かにいつもそう書いてあるわけですが、1人の人間が2つの job を持っていることを排除する話ではないですね。ただ、job というものは、1人の人間によって行われている作業だと。

會田統計審査官 occupation は、jobs のセットであるといったときには、やはり1人が行う「a job」というのがあって、それを複数集めてきたときに「a occupation」になると考えなければいけ

ないのかと思います。

野村委員 「a job」はありますね。そのときの「a job」というのは、1人の人間によって行われるjobである。

會田統計審査官 それは複数のtaskが。

野村委員 だけれども、1人の人間は複数のjobを持っているかもしれない。それを排除する話ではないわけですね。

要するに、複数の人間によって行われるような共同作業をjobとは呼ばないということです。まず、jobです。

會田統計審査官 余り言葉が。

舟岡委員 これは聞いた方がいいですね。

會田統計審査官 あと日本語の関係では、西澤先生の御意見ですと、jobを職務と直され、taskを課業とするという報告書があったので、それも。

大守部会長 西澤専門委員、どうぞ。

西澤専門委員 それは昔から「心理学関係」では、英語のそういう用語、jobを職務、taskを課業と訳すという暗黙のルールがあって、皆さんそれでやっているの、お互い業界内ではそれでわかるんですけども、ただ、業界以外の人にとっては、それは新奇な言葉であろうと思います。

大守部会長 手短に私個人の意見を述べさせていただきたいと思います。

英語との対応の言葉をはっきりさせるというのは全く賛成で、私の限られた外国での経験等を基にして申し上げれば、occupationというのはちょっと宗教的な意味合いもあって、天から与えられた私の仕事というニュアンスもある。ということは、ややスキルとか個人の専門性みたいなものもニュアンスとしては含んでいるということではないかと思います。

job というので、日本のイメージとちょっと違うのは、労働契約書に書かれていること。要するに、契約書に書かれたことが自分のjobだということだと思います。それをどのように日本語に訳したらいいかというのは、私もよくわかりません。

ただ、ここに「task」を課業とか任務と訳すと書いてありますが、「任務」というのはむしろjobに近いと思います。約束してやらなければいけないことということです。やはり「task」というのは作業の方がよくて、これは自営業主でやっている人もいるわけですから、taskというのはそれぞれの細かな業務であるということではないかと思います。

「スキル」は「task」につくのではないかというお話がありましたが、多分ほとんどはそうなのでしょうけれども、ただ、やはりtaskをどう組み合わせてjobを効率的にこなすかというのもスキルなので、そこのところは余り整理し切らない方がいいのではないかと思います。

1ページ目の下の基準の話です。舟岡委員がおっしゃったこととかなり似ているのですが、場所というのはかなり重要なラインであると思います。また、並べ方もやはり大分類の境目になっている概念を上の方に書いておくということではないかと思います。小分類の中で細かく分けているものについては、例えば資格・免許の種類などは、小分類を分けている基準ですから、もっと下の方でいいのではないかと思います。

管理職云々というのは、大分類を分けているので、事業所またはその他の組織の中で果たす役割というのはもっと上の方にこなくてはいけないのではないかと思います。

知識・技能というのは確かにいいのですが、ただ、この間の議論で、議論が変われば別ですが、スキルレベルについてはなかなか難しいという雲行きだったので、ここで言っているのはスキルスペシャライゼーションだということをもうちょっと明示的に書く必要があるのではないかと思います。

最初の仕事の種類というのは、確かに同義反復的なので、内容とか性質にした方が、多少は違ってくるかなと思います。

2 ページ目、これは中分類間という意味だと思いますが、中分類、小分類内の格付けの優先順位については、一般原則では書けなくても、やはり大分類の中でここの中はこうするのだということとどこかに書かなくてはいけないのではないかと思います。個別の事例によるだけでは、やはり客観的に分類をつくったことにはならないのではないかと思います。

3 ページ目、原専門委員からの御指摘は同感でして、最近従事した仕事というのは、継続的に2つの仕事を1日に両方やっている人もいるわけで、直近とか最近と言っても、余り基準にならないのではないかと。むしろ、後の議論とも絡みますが、例えばあなたの能力を一番生かせる方の仕事を選んでくださいとか、調査の使い道にもよりますけれども、何かそういう意味のあることの方がいいのではないかと思います。

一番本質的なのは、その次です。体を使用する順で分類すると書いてあるのですが、ここは本当に論点だと思います。それでいいかどうか、かなり疑問を持っています。

ちなみにアメリカの例を見ますと、どういうことを言っているかということ、2つ大きな違いがあります。

1つは、時間ではないです。つまり、両方の職業に格付けし得るときには、ハイエスト・レベル・オブ・スキルの方に格付けするということを言っています。つまり、私なりに解釈をすると、専門性の高い方に格付けする。これは機会があれば、そちらに能力を十分発揮することができるからだという発想が多分裏にあると思います。

それで同じぐらいの専門性の高さだったら、時間の基準を使いなさいということで、これは辞書的な意味で優先度の段階を低くしています。それも1つの見識だなと思います。

それから、体を使うかどうかとか、生産に直接結び付くかどうかという概念が、連続性の観点からはそうなのかもしれませんが、今の時代にそれでいいかどうかということも、私としては相当気になっています。

以上です。今の点も含めて、ほかにどうぞ。

野村委員 細かい点ですが、席上配布資料 のアメリカの「work performed、スキル、教育、訓練、資格・免許」の整理ですが、配布資料では並列に書かれていますが、原文を読むと work performed の後に and があって、必ずしも単純なる並列ではないです。6つぐらい並列しているわけではなくて、少し違うのかなという感じがしました。

資格・免許というものは、2010 の U S - S O C では、多分なくすと書いていたように記憶してい

たのですが、資格という基準を取るように 2010 の O M B が何かのレポートに書いていたように記憶しているんですが、調べておいてはどうでしょうか。何で条件から落とされたかといえば、何か州にまたぐような資格があったときに、クオリティにおいて均整を保てないとかいう話があったように記憶しています。ですので、それはアメリカ的な事情なのかもしれませんが、日本の場合で新たに基準として持ってくるとしたら、彼らは除くようなことを書いていたと思いますので、もう少し慎重にする余地はあるかもしれません。

大守部会長 ほかにかがですか。

それでは、時間も超過しているので、私なりに簡単にまとめをしたいと思います。

事務の話については、一般事務は複数の中分類の両方をやっている人、およびもともと分かち難く複合事務みたいな形でやっている人、その両方について、どういうふうにかえたらよいか、今日の議論を踏まえて、事務局に御検討いただきたいと思います。

販売については、とりあえず今日の整理としては、営業は外回りという場所の概念で切り分ける。

飲食業の位置づけについては、販売との関係も含めて議論が出ましたので、この点についても整理をお願いしたいと思います。

サービスについては、先ほどの飲食の話だけを別にする、個人サービス、法人サービス、対事業所サービスといった辺りを、これは名前の問題ですけれども、どういうふうにか名前をつけて説明すべきかということについても御検討いただきたいと思います。

それとは別に、従事者という名称の問題があります。これについてはもう少しそれぞれ考えて、後でまた議論したいと思っています。

一般原則については、今日、かなり実質的な議論が進んだと思いますが、今日の議論を踏まえて、またたたき台の 2 次案のようなものを出していただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、一応今日の議論は終わることにしまして、事務局から御連絡をお願いいたします。

すみません、西澤先生からメモが出ていますが、これは読んでおけばよろしいですか。あるいは特に御説明いただくことはありますか。

西澤専門委員 それをつくった趣旨は、職業紹介で求人者を格付けるときに間違いやすい職業が幾つかありまして、それは明示しておいた方が、格付けに間違いはないだろうなということで、ここに出したものです。ですから、特に一般原則の中に入れ込むということであってもよろしいし、各大分類なり、小分類の中にそれぞれ必要な事項を書き込むということでも、十分対応可能かなと思っています。

大守部会長 ありがとうございます。では、この点は各委員で読んでおくことにして、一方で事務局にもこれを反映して考えていただくことにしましょう。

事務局 御連絡事項がございました。

次回の部会でございますが、6月4日木曜日 14 時から、本日と同じく 6 階のこの部屋で開催いたします。

以上です。

大守部会長 會田さん、どうぞ。

會田統計審査官 一般原則はかなり難しいので、また個別にいろいろ教えていただきながら、とりまとめていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

大守部会長 今日はこれで終わります。

どうもありがとうございました。